

第十号議案

江戸川区立障害者就労支援センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立障害者就労支援センター条例の一部を改正する条例
江戸川区立障害者就労支援センター条例（平成十七年三月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第五条第十四項」を「第五条第十三項」に改める。

付 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（説明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。